

## スポーツ施設等利用助成に関する実施要領

### 1 目 的

この要領は、地方職員共済組合沖縄県支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、地方職員共済組合沖縄県支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を助成し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図ることを目的とする。

### 2 指定施設

指定施設は、別表に掲げるものとする。

### 3 利用助成の方法及び対象

- （１） 組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用助成金を支払うものとする。（被扶養者や任意継続組合員は対象外）
- （２） 助成の対象は同一組合員について、１施設当たり月５回までとし、１施設当たり月６回目からは助成の対象としない。（同月に複数の施設の利用が可能、各施設ごとに５回までが助成の対象。）

### 4 利用助成期間

利用助成期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

### 5 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規則に基づいて利用するものとし、受付窓口で組合員等資格確認のため、次のいずれか１つを提示のうえ、「地方職員共済組合スポーツ施設等利用者名簿」に所属所名、組合員番号、氏名等必要事項を記入の上、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

- （１） 地共済組合証（令和７年１２月１日まで有効）
- （２） マイナポータルに登録した健康保険証の画面（スマートフォン等で画面を表示、PDFで保存した画面または印刷した紙媒体も可）
- （３） 資格情報のお知らせ
- （４） 資格確認書

### 6 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

### 7 利用状況報告

支部長は、指定施設から各月ごとに別紙１「スポーツ施設等利用者名簿」と別紙２「スポーツ施設等利用状況報告書」を徴するものとする。

### 8 雑 則

支部長は、この要領のほか必要な事項を別に定めることができる。

### 附 則

この要領は、令和７年４月１日から実施する。